

昭和二十四年十一月二十九日  
答弁第五一號

(質問の五一)

内閣衆甲第一〇九号

昭和二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員田代文久君提出石炭鉱害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田代文久君提出石炭鉱害に関する質問に対する答弁書

一 石炭の掘採に伴う鉱害は、一般に石炭鉱業を行うところに発生する問題であつて、鉱業権者が、鉱業法の規定により「賠償」の責に任ずべきものである。この一般鉱害の復旧に要する費用を政府で厳密に調査し、その実体を計数的に把握することは困難である。又、鉱業権者としても、鉱業法の規定によれば金銭賠償を行うことが原則であつて、原状回復の義務を当然に負うことはないから、その復旧費を推算してはいないと認められる。

現在問題となつている復旧費は、特別鉱害、即ち国の要請に基いて発生した特定の鉱害に関するものにすぎないが、その復旧費の総額は、昭和二十三年九月の調査によれば、別表（一）の如く九十八億円と見込まれている。

福岡、佐賀、長崎、熊本、各県下における実情は別表（二）に示す通りである。

二 鉱害復旧は、必ずしも鉱業権者の行わなければならぬ義務ではなく、鉱業権者は、鉱業法第七十四條

の八の規定により、原則として金銭賠償の責に任ずるものである。そして金銭賠償の額は、個々に折衝して定められるが、慣行としては、離耕料、減收料、迷惑料等の形式がある。

農地（かんがい及び排水の施設を含む）、飲料水等については、鉱業権者がみずから原状回復又は代替施設をなしている事例があり、これらの費用は、鉱業権者の自力による負担である。以上が一般の場合であるが、従来特別鉱害復旧の名の下に実施して来た復旧方法については、原則として、原状回復の方法をとっており、当該復旧費については、土木、耕地、上水道等にして公共的施設関係のあるものについては、別表（三）及び（四）に示す通り、一定の比率において、国、地方公共団体及び鉱業権者が負担し、家屋、鉄道、墓地、その他については、全額鉱業権者が負担している。

従来の復旧の進捗状況については金額的に一割程度復旧している。鉱業法第七十四條の四の規定による供託金については、法施行細則第六十三條の二の規定によつて、石炭一噸につき五十錢以内と定められている。

三 戦時中国国家の要請に基いて堀採したために生じた鉱害の復旧方法は配炭公団廃止後は、今回提出した法案によることとなる。本特別措置が行われなるときには、鉱業法の規定によるよりほかなく、従つて被害者は、原則として、復旧を期待することが困難とならう。

配炭公団廃止までに行政措置によつて認可して来た復旧工事であつて、復旧工事進行中であるものについて必要な費用は、本法案成立の上本法案の規定により、旧公団が本年九月十六日に遡つて徴収する金額の範囲内で工事施行者に支拂うこととしたい。

右答弁する。

別表(一)

特別の鉱害被害額九八億円の内訳

(単位千円)

関係事業	昭和二三年 度施行済	被害総額	被害件数その他
		(二三年度施行の 分含まず)	(二三年度施行の分 含まず)
土	一五五、四九一	一、七四四、九〇一	五二〇箇所
木			



別表(三)

昭和二十三年度九州山口地区鉱害復旧に伴う工事負担内訳 二三一七一一

計	一、七四四、九〇一	三、一〇四、三〇五	八五四、八六六	三、六〇六	三、六五一、一五〇	三、六九六、六一	一、三三六、〇〇	九、八五三、〇一九
山口	三六〇七七	六三、二六〇	七四、三七〇		六、九〇六	七五四		二四〇、三六七
佐賀	一六〇四七	九、九八〇	六、七〇〇		一七、三〇〇	五、六七六	六〇〇	二〇六、二三三
熊本	一一、九九五				四五五〇	二、四六六		一九〇一一

関係事業	昭和二十三年 年	昭和二十三年 年	国庫負担 (公共事業予算)	鉱業権者負担	公共団体負担	備考
1 土 木	三三、三九〇、九八六	(一〇〇%)	八〇、二八、〇〇〇	(二四%)	三、二九、〇九〇	(一〇%)
2 耕 地	八五、五九、六七〇	(一〇〇%)	七、三三、八四一	(九〇%)	※ 九、一七、八八元	(一〇%)
3 上 水 道	四、一三六、〇〇〇	(一〇〇%)	二、〇四、〇〇〇	(五〇%)	二、七、〇〇〇	(六%)
4 下 水 道	二、三九四、〇〇〇	(一〇〇%)	七九、〇〇〇	(三%)	一、三五六、六〇〇	(五七%)
5 家 屋	四〇三、三〇一、一〇〇	(一〇〇%)			四〇三、三〇一、一〇〇	(一〇〇%)
		炭鉱償還見込額				
		一、九三七、三三〇				

6 鉄 道 六〇,〇〇〇,〇〇〇 (100%)  
 九〇,〇〇〇,〇〇〇 (100%)

7 墓地其ノ他 九,二〇二,七〇〇 (100%)  
 九,二〇二,七〇〇 (100%)

合 計 二六,九五,五八 (100%) 一六九,三二,八四一 (100%) 五三七,二九四,六九六 (100%) 二四,三五,三三九 (100%)

(註) ◎ 土木 河川 六,〇〇〇,〇〇〇 八〇,一一八,〇〇〇  
 港湾 四,二八,〇〇〇

◎ 耕地に毎年の復旧工事に対し其の翌年より工事五四%の金額(年利三分七厘)に達するまで炭鉱は毎年旧耕地における復旧五箇年の減收補償石数を当年の米価により換算したる金額を国庫に償還するものとする(炭鉱より国庫を償還する金額は平均減收補償石数を段当り石とし米価石当一、七〇〇円として算定する)

※ 事業費 一〇% 事業費 三分の一

◎ 本数字は七月二十日の鉱害対策協議会において決定されたものである

別表(四)

昭和二十四年度特別鉱害復旧工事負担内訳表

(二四―四―二七) 中央鉱害対策協議会決定

(單位千円)

事業種目	二四年度間 総額	国庫負担 (公共事業 費予算)	鉱業権者負担	公共団体負担	備考

